

物件調書

土地	所在地	北牟婁郡紀北町長島字中河原 619 番 8			
	現況地目 登記地目	宅 地 宅 地	面積	登記簿面積 実測面積	451.98 m ² 451.98 m ²
建物					
接面道路の状況		南西側で町道長島下地線（有効幅員約 6.6～7.2m・舗装）より約 0.5m 高く接面し、北西側で町道中河原 6 号線（有効幅員約 3.7m・舗装）に等高～約 0.4m 高く接面する。			
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	非線引都市計画区域		
		用途地域	—		
		基準建ぺい率	70%		
		基準容積率	200%		
		防火指定	—		
	その他	—			
その他	—				
造成宅地防災区域	—				
土砂災害警戒区	—				
津波災害警戒区域	—				
供給処理 施設の状況	電気	引込配線 有			
	公営水道	接面道路配管 有 引込（給水）管 有 （口径：南西側 75mm 北西側 40mm・敷地内メーター無）			
	公共下水	無			
	都市ガス	無			
敷地の概況	・南西面間口約 17m、奥行約 27m のほぼ長方形地				
交通・接近条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 紀勢本線「紀伊長島駅」まで約 1km ・ 紀勢自動車道「紀伊長島インターチェンジ」まで約 1.5km ・ 町立東小学校まで約 1.5km ・ 町立紀北中学校まで約 1.1km ・ 紀北町役場まで約 1.1km 				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土地に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界確定済みです。 ・土壌汚染調査は未実施ですが、過去、有害物質を使用した形跡は認められておらず、土壌汚染の可能性は低いと考えられます。 ・地中埋設物の調査及び撤去は実施しておりません。 ・敷地の周囲はコンクリート敷になっています。 (南西側及び北西側の道路との高低差がある箇所は、高さ約 0.4m～0.5m のコンクリート敷が施行されており、当該部分に車輛等の出入口を確保する場合は、一部撤去等の工事が必要です。) ・敷地内に電柱 2 本、支線 1 条が存置されており、購入者は所有権移転後に電柱設置事業者 (NTT 西日本) と協議が必要です。 ・敷地内に木杭の柵が残存されています。 ・敷地の南北を空中線が通っています。 ・敷地北西側の町道中河原 6 号線は、建築基準法第 42 条第 2 項道路で、道路中心線から 2m のセットバックが必要です。 ・敷地内に水道メーターを設置する場合は、紀北町役場本庁水道課水道管理事務所にお問い合わせください。(連絡先：0597-47-5500) ・現況有姿での引渡しとなります。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">財産の経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 55 年 3 月 23 日 共済事業により長島高等学校教職員用住宅として新築 ・平成 2 年 9 月 10 日 建物建築費の償還完了に伴い、公立学校共済組合から所有権移転 ・平成 11 年 3 月 10 日 土地の売買代金の償還完了に伴い、公立学校共済組合から所有権移転 ・平成 23 年 3 月 24 日 建物について用途廃止。取壊し。 ・平成 25 年 11 月 11 日 土地について用途廃止。管財課へ引き継ぎ。 ・平成 26 年 9 月 25 日 地積更正 (443.89 m²→451.98 m²)

- ・本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- ・本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。
(電話 059-224-2785/2787 FAX 059-224-2784)
なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。
- ・調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- ・調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- ・落札決定後、30日以内（ただし、平成31年3月31日が先に到来する場合は同日まで）に契約を締結していただきます。
- ・契約締結に際し、契約保証金（売買代金の100分の10以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。）
- ・売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から25日以内にお支払いいただきます。
- ・売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、土地の所有権移転に係る経費（登録免許税）及び不動産取引に係る各種租税（不動産取得税等）が別途必要です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。